

平成 年 第 号

遺言公正証書

本公証人は、平成 年 11月 12日、遺言者
の囑託により、後記証人の立会いのもとに、遺言者の
口述を筆記して、この証書を作成する。

遺言の本旨

第 1 条（遺贈）

遺言者は、遺言者の有する現金、下記預貯金その
他相続開始時に所有する全ての財産から、医療費、
施設利用費、公租公課などの遺言者の債務ならび
に後記遺言執行者に対する報酬を控除した後の財
産を全て札幌市（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）に
遺贈する。

ただし、札幌市は、受贈した遺産を札幌市視聴
覚障がい者情報センター（札幌市中央区大通西 19
丁目）が行っている視覚障がいのある方への点字
図書、録音図書（テープ版、CD版）、拡大写本の
貸出・閲覧（点字図書館）のために使用するもの
とする。

記